

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入が減少(※)した世帯 ⇒ **保険料の一部を減額**

※ 保険料が一部減額される具体的な要件

世帯主について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（これらの収入以外は対象外）の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少したこと
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少した種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注1 市税の申告が必要です。未申告の場合は減免できません。また、前年の所得が、0円又はマイナス所得の場合は、減免の対象にはなりません。

注2 申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) を乗じた金額です。**

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額
- B: 世帯主の減少した収入に係る前年の所得額
- C: 世帯主及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯主の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
- 400万円以下の場合 : 10分の8
- 550万円以下の場合 : 10分の6
- 750万円以下の場合 : 10分の4
- 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※ 世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。ただし、非自発的失業（倒産や解雇・雇止め等による離職者かつ雇用保険受給者）に該当する場合は、上記とは別に軽減制度を適用します。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは高松市国保・高齢者医療課にお問い合わせ下さい。

高松市国保・高齢者医療課

国保資格賦課係 電話：087-839-2311

メールアドレス：kokuho@city.takamatsu.lg.jp

高松市ホームページ「もっと高松」にも関連情報を掲載しております。

(「高松市 コロナ減免」で検索)